

所得控除額計算一覧表			
控除名	控除の詳細	控除額 町県民税	控除額 【参考】所得税
雑損控除	災害や盗難等により、本人や本人と同一生計の配偶者、その他の親族が所有する資産に損害を受けた場合の控除	次の〔イ〕と〔ロ〕のいずれか多い方の金額 〔イ〕（損害金額－保険等で補てんされた金額）－総所得金額×1/10 〔ロ〕 災害関連支出金額－5万円	次の〔イ〕と〔ロ〕のいずれか多い方の金額 〔イ〕（損害金額－保険等で補てんされた金額）－総所得金額×1/10 〔ロ〕 災害関連支出金額－5万円
医療費控除	本人や本人と同一生計の配偶者、その他の親族のために医療費を支払った場合の控除	次の計算式で求めた額（限度額 200万円） （支払った医療費－保険金等で補てんされる額）－（次のいずれか少ない方の額 〔イ〕 10万円 〔ロ〕 所得金額×5%）	次の計算式で求めた額（限度額 200万円） （支払った医療費－保険金等で補てんされる額）－（次のいずれか少ない方の額 〔イ〕 10万円 〔ロ〕 所得金額×5%）
社会保険料控除	国民健康保険税、国民年金、厚生年金保険、介護保険料等の保険料に対する控除	支払った金額	支払った金額
小規模企業共済等掛金控除	第1種共済契約の掛金や心身障害者扶養共済制度の掛金を支払った場合の控除	支払った金額	支払った金額
生命保険料控除	受取人のすべてを、本人や配偶者および親族とする生命保険契約等や個人年金保険契約等の保険料や掛金を支払った場合の控除	※1	※1
地震保険料控除	本人や本人と生計を一にする配偶者および親族が有する家屋等の損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料や掛金の控除	※2	※2

<p>寡婦控除</p>	<p>「ひとり親」に当たらない方で、①～③のいずれにも当てはまる方 ① 合計所得金額が 500 万円以下であること ② 以下のいずれかに該当すること ・夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫が生死不明の方 ・夫と離別した後婚姻をしていない方で、扶養親族を有する方 ③ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと</p>	<p>26 万円</p>	<p>27 万円</p>
<p>ひとり親控除</p>	<p>現に婚姻していない方又は配偶者が生死不明などの方で、次の①～③のいずれにも当てはまる方 ①合計所得金額が 500 万円以下であること ②総所得金額等が 48 万円以下の生計を一にする子がいること ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと</p>	<p>30 万円</p>	<p>35 万円</p>
<p>勤労学生控除</p>	<p>学生などで給与所得等があり、合計所得金額が 75 万円以下で、うち勤労によらない所得が、10 万円以下の人</p>	<p>26 万円</p>	<p>27 万円</p>

障害者控除	納税義務者または扶養親族が障害者の場合	1人につき 26 万円	1人につき 27 万円
障害者控除	(特別障害者) 上記障害者控除該当者のうち、障害の程度が身体障害者手帳で1級または2級および療育手帳でA1 または A2 の場合など	1人につき 30 万円	1人につき 40 万円
障害者控除	(同居特別障害者) 特別障害者である控除対象配偶者または扶養親族が、納税義務者や生計を一にする親族のどなたかとの同居を常としている場合	1人につき 53 万円	1人につき 75 万円
配偶者控除 (※3)	納税義務者と生計を一にする合計所得金額が 48 万円以下の配偶者がいる場合	33 万円	38 万円
配偶者控除 (※3)	納税義務者と生計を一にする、合計所得金額が 48 万円以下で年齢 70 歳以上の配偶者がいる場合	38 万円	48 万円
配偶者特別控除 (※4)	納税義務者と生計を一にする合計所得金額が 48 万円以上 133 万円以下の配偶者がいる場合	所得の区分に応じて最高 33 万円	所得の区分に応じて最高 38 万円
扶養控除 (※3)	一般 (16 歳以上 19 歳未満、23 歳以上 70 未満)	1人につき 33 万円	1人につき 38 万円
扶養控除 (※3)	特定 (19 歳以上 23 歳未満の人)	1人につき 45 万円	1人につき 63 万円
扶養控除 (※3)	老人 (70 歳以上の人)	1人につき 38 万円	1人につき 48 万円
扶養控除 (※3)	同居老親等 (70 歳以上で同居の親等)	1人につき 45 万円	1人につき 58 万円
基礎控除	全ての人に適用されます。	43 万円	48 万円

※1 生命保険料控除額

(1) 新契約（平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等）に係る控除額の計算

一般の生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護医療保険料控除の控除額について、次の表のとおり計算します。

町県民税の場合	
支払った額	控除額
12,000 円以下	支払った額
12,000 円超 32,000 円以下	支払った額×0.5+6,000 円
32,000 円超 56,000 円以下	支払った額×0.25+14,000 円
56,000 円超	28,000 円
所得税の場合	
支払った額	控除額
20,000 円以下	支払った額
20,000 円超 40,000 円以下	支払った額×0.5+10,000 円
40,000 円超 80,000 円以下	支払った額×0.25+20,000 円
80,000 円超	40,000 円

(2) 旧契約（平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等）に係る控除額の計算

一般の生命保険料控除、個人年金保険料控除の控除額について、次のとおり計算します。

町県民税の場合	
支払った額	控除額
15,000 円以下	支払った額
15,000 円超 40,000 円以下	支払った額×0.5+7,500 円
40,000 円超 70,000 円以下	支払った額×0.25+17,500 円
70,000 円超	35,000 円
所得税の場合	
支払った額	控除額
25,000 円以下	支払った額
25,000 円超 50,000 円以下	支払った額×0.5+12,500 円
50,000 円超 100,000 円以下	支払った額×0.25+25,000 円
100,000 円超	50,000 円

(3) 新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額の計算

新契約と旧契約の双方について一般生命保険料控除または個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、一般生命保険料控除または個人年金生命保険料控除の控除額は、それぞれ次の（ア）および（イ）に掲げる金額の合計額（町県民税：上限 28,000 円、所得税：上限 40,000 円）となります。

- （ア）新契約の支払保険料等につき、上記 1. の計算式により計算した金額
- （イ）旧契約の支払保険料等につき、上記 2. の計算式により計算した金額

※2 地震保険料控除額

【所得 税】

①地震等損害契約	②長期損害保険契約（H18 末までに締結）	
控 除 額	支払った保険料	控除額
支払額の全額 （上限 5 万円）	～10,000 円	支払額の全額
	10,001 円～20,000 円	支払額×1/2 + 5,000 円
	20,001 円～	15,000 円
③地震等損害契約と長期損害保険契約がある場合 ①②で計算した合計額。ただし、控除の限度額は 50,000 円		
※①②で計算した金額に 1 円未満の端数が生じた場合、その端数は 1 円に切り上げる。		

【住 民 税】

①地震等損害契約	②長期損害保険契約（H18 末までに締結）	
控 除 額	支払った保険料	控除額
支払額の全額×1/2 （上限 2.5 万円）	～ 5,000 円	支払額の全額
	5,001 円～15,000 円	支払額×1/2 + 2,500 円
	15,001 円～	10,000 円
③地震等損害契約と長期損害保険契約がある場合 ①②で計算した合計額。ただし、控除の限度額は 25,000 円		
※①②で計算した金額に 1 円未満の端数が生じた場合、その端数は 1 円に切り上げる。		

※3 配偶者・扶養控除

あなたと生計を一にする配偶者および親族で次の（ア）（イ）（ウ）の全てに該当する人がいる場合、配偶者・扶養控除の対象になります。

- （ア）他の納税義務者の扶養親族となっていない人
- （イ）合計所得金額が 48 万円以下の人
- （ウ）青・白色事業専従者以外の人

※4 配偶者特別控除

配偶者の合計所得金額が380,000円以下の場合、配偶者特別控除の適用はありません。

(令和2年度から)

		納税義務者の合計所得金額					
		900万円以下		900万円超 950万円以下		950万円超 1,000万円以下	
配偶者の 合計所得金額	給与収入換算	控除額 町県民税	控除額 (所得税)	控除額 町県民税	控除額 (所得税)	控除額 町県民税	控除額 (所得税)
48万円超 95万円以下	103万円超 150万円以下	33万円	38万円	22万円	26万円	11万円	13万円
95万円超 100万円以下	150万円超 155万円以下	33万円	36万円	22万円	24万円	11万円	12万円
100万円超 105万円以下	155万円超 160万円以下	31万円	31万円	21万円	21万円	11万円	11万円
105万円超 110万円以下	160万円超 166.8万円未満	26万円	26万円	18万円	18万円	9万円	9万円
110万円超 115万円以下	166.8万円以上 175.2万円未満	21万円	21万円	14万円	14万円	7万円	7万円
115万円超 120万円以下	175.2万円以上 183.2万円未満	16万円	16万円	11万円	11万円	6万円	6万円
120万円超 125万円以下	183.2万円以上 190.4万円未満	11万円	11万円	8万円	8万円	4万円	4万円
125万円超 130万円以下	190.4万円以上 197.2万円未満	6万円	6万円	4万円	4万円	2万円	2万円
130万円超 133万円以下	197.2万円以上 201.6万円未満	3万円	3万円	2万円	2万円	1万円	1万円
133万円超	201.6万円以上	0	0	0	0	0	0